

地域包括支援センターみずさわ南重要事項説明書

（ 令和 7 年 4 月 1 日現在 ）

1 地域包括支援センターみずさわ南の概要

(1) 指定介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業者名	地域包括支援センターみずさわ南
所在地	奥州市水沢上姉体二丁目 1 番 7
介護保険事業所番号	0301500096
サービスを提供する地域	奥州市水沢南地区・真城地区・姉体地区・黒石地区

地域包括支援センターみずさわ南は、介護保険制度をはじめとする市町村の介護・保健福祉行政を推進する公正で中立な立場で事業を運営する中核的機関です。

(2) 職員体制 次の職員が支援いたします。

	資格	人員数
管理者	主任介護支援専門員	1 名
担当職員	介護支援専門員（介護予防支援員含む）	2 名
	保健師（準ずる者含む）	2 名以上
	社会福祉士（準ずる者含む）	2 名以上

(3) 運営の方針

- ・ 地域包括支援センターみずさわ南は、利用者に対し、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう援助します。
- ・ 利用に際しては、利用者及びその家族と相談のうえ、ご利用者の選択に基づき、適切な介護予防サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し、また、特定の事業者等に偏ることのないよう配慮し、支援します。

(4) 開設場所

事業所名	開設場所
地域包括支援センターみずさわ南	奥州市水沢上姉体二丁目 1 番 7

(5) 開設日、開設時間

開設日	開設時間
月曜日から金曜日まで ※ ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日は休業します。	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 30 分

2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの申し込みから介護予防サービスまでの流れと内容

① 相談（来所・訪問）
② 内容詳細説明・利用申込の受付
③ 契約締結
④ アセスメント（課題分析及び目標設定）
⑤ 介護予防サービス計画原案の作成
⑥ サービス担当者会議（連絡・調整）
⑦ ご利用者への介護予防サービス計画書の交付
⑧ 介護予防サービスの提供・実績管理
⑨ モニタリング
⑩ 介護予防サービスの評価
⑪ 給付管理業務
⑫ 介護報酬請求業務

※④～⑩までの業務を居宅介護支援事業所者に委託する場合があります。

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

①利用料

ア	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用料金（1ヶ月あたり）	4,420円
イ	新規に介護予防サービス計画を作成した場合の加算	3,000円
ウ	委託連携加算	3,000円

※上記の利用料は全額保険給付され自己負担はありません。

②交通費

奥州市にお住まいの方は無料です。

③契約の終了

○利用者の都合で終了する場合

申し出により、いつでも解約することができます。

○自動終了

- ・利用者が要支援者・事業対象者に該当しなくなった場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・利用者が事業者の担当する圏域外に転出した場合
- ・利用者の最後のサービス利用から2年経過した場合

④公平中立性の確保

○介護予防サービス計画に位置付ける介護予防サービス事業者等について

- ・利用者は複数の事業者の紹介を求めることができます。
- ・利用者は当該事業者を介護予防サービス計画に位置付けた理由の説明を求められます。

(2) 介護予防サービス

①支給限度額

要支援者・事業対象者は状態区分により1ヶ月の支給限度額が下記のとおり決められています。

要支援1	:	50,320円
要支援2	:	105,310円
事業対象者	:	50,320円

②利用料

利用者負担としてサービスにかかった費用のうち、介護保険負担割合証に記された負担割合を介護予防サービス事業者等に支払っていただきます。

③介護予防サービスの利用開始

利用者・家族からの相談をお受けし、介護予防サービス事業者等と契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

3 サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 地域包括支援センターみずさわ南

電話 47-3908

(2) 奥州市 福祉部長寿社会課介護給付係

電話 34-2197

(3) 岩手県国民健康保険団体連合会

盛岡市大沢川原3-7-30

代表電話 019-604-6700

4 虐待防止について

利用者の人権の養護・虐待の発生又はその再発を防止します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催します。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施をします。
- (4) 担当者の設置をします。

事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

5 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。

6 衛生管理について

感染症が発生し、又はまん延防止について

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備をします。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

7 個人情報の取り扱いについて

地域包括支援センターみずさわ南が行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定・非該当認定に係る調査内容、基本チェックリスト、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示します。

令和 年 月 日

本書面に基づき、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての説明を行いました。

地域包括支援センターみずさわ南

所長 川村 友紀

説明者

〈氏名〉 _____

私は、本書面により、地域包括支援センターみずさわ南（事業者）から、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて重要事項の説明を受け理解しましたので、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント内容に同意し、その利用を申請いたします。

利用者

〈住所〉 奥州市水沢 _____

〈氏名〉 _____ 印

代理人

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

(続柄)